

禮ナリ、是ニ由リテ延喜五年勅シテ王者ニ私ナシトテ之ヲ廢止セリ、然ルニ歲首拜賀ノ禮ナキハ、臣下ノ情義忍ビザル所ナリトテ、群臣固ク請ヒ申シ、カバ、同十五年ニ再ビ舊ニ復スルコト、ナレリ、爾後朝拜ハ漸ク廢タレ、一條天皇以後ニ至リテハ、専ラ小朝拜ノミ行ハル、コト、ナレリ、降テ後土御門天皇ノ時ニ至リ、應仁ノ亂後二十餘年間總テノ朝儀ト共ニ中絶セシガ、同天皇ノ延徳二年ニ、元日節會等ト共ニ再興セラレタリ、

小朝拜ノ儀ハ、朝拜ニ比スレバ極テ簡略ニシテ、天皇清涼殿ノ御倚子ニ出御アリ、王卿以下東庭ニ列シテ拜舞シ、皇太子ハ或ハ參上シ、或ハ然ラザルコトモアリ、兩儀ノ時ハ、仁壽殿ノ階下又ハ南廊等ニテ行フヲ例トス、此儀モ朝拜ノ如ク元日ニ行フコトナレドモ、日蝕ニ由リ、或ハ關白ノ不參等ニ由リテ、二日ニ行ヒシコトモアリ、又天皇其年ノ元日ニ元服アル時ハ、其後宴ト共ニ三日ニ行ヒシコトモアリ、其他不豫、諒闇、物忌、雨濕等ノ時、及ビ日次宜シカラザルカ、又ハ兵亂ナドアル時ハ、停止セラル、事總テ朝賀ニ同ジ、但事故ナクシテ停止セシ事モ一ニ例ナキニアラズ、花山天皇ノ寛和元年、稱光天皇ノ應永三十年ノ如キ是ナリ、

名稱

〔名目抄 恒例諸公事〕小朝拜ゾウハイ後生コウセイ小字コナリ恐テ注也

〔公事根源 正月〕小朝拜ゾウハイ或コトテウウババ朝拜を略するによりては、小朝拜とは申にや、

〔年中行事歌合〕小朝拜ゾウハイ略カ大かた小朝拜と云事は、關白大臣以下の、すべらぎをおがみ奉る儀にて侍也、略中朝拜とは朝賀を申也、是は略儀にてあれば、小朝拜と申にや、

小朝拜式

〔公事根源 正月〕小朝拜 此事は、たゞ臣下として元日にてあれば、天子を拜し奉るべき由申請て

おこなへる公事にて侍れば、さして朝廷の爲にも侍らず、神事佛事にも非ず、されば是は私の禮也、君子に私なしと云文有、不宜事として、延喜の御宇に勅有て、延喜五年より、左大臣時平公に仰て、留させ給ひし也、抑朝拜は、百官悉拜するといへども、小朝拜は、たゞ殿上ばかり也、百官とびとし